

茨城経協

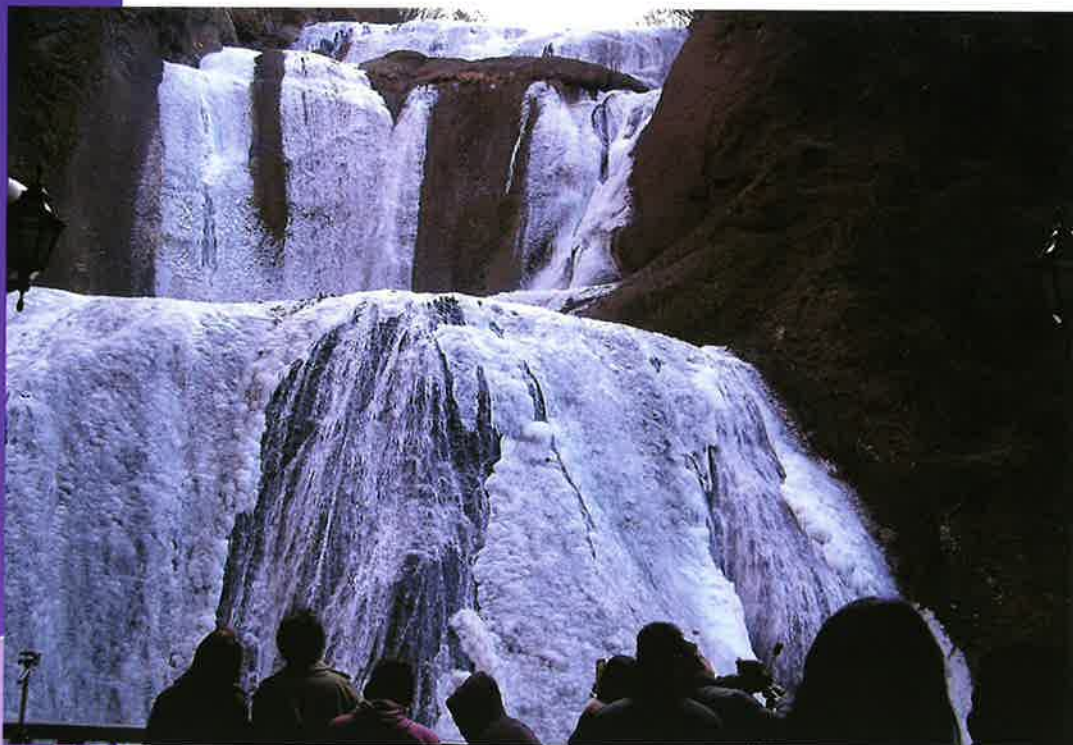
Ibaraki Employers' Association

<https://www.ikk.or.jp> Email info@ikk.or.jp

一般社団法人茨城県経営者協会



茨城経協



袋田の滝

CONTENTS

- 01 経営教育委員会・国内視察会を開催
「横浜・鎌倉の歴史と伝統を学ぶ」
- 02 委員会報告 労働企画委員会／経営教育委員会
- 03 支部だより 常陸・那珂地区支部／水戸地区支部／鹿行地区支部／共催事業
- 06 最近の労働判例から（一社）本経済団体連合会 労働法制本部
- 07 茨城県の特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ
- 08 士業の広場⑩
「知的財産権の活用」
＜弁理士法人日峯国際特許事務所代表社員弁理士 関山健一氏＞
- 09 無意識ゴルフ塾⑩
＜印象エキスパート（株）代表取締役 柳沼佐千子氏＞
- 10 NPO 情報 Vol.265＜茨城 NPO センター・コモンズ 代表理事 横田能洋氏＞

経営者協会ホームページ
<https://www.ikk.or.jp/>



茨城経協



経営教育委員会・国内企業視察会を開催

「横浜・鎌倉の歴史と伝統を学ぶ」

経営教育委員会(委員長 篠原智氏 (株)筑波銀行 代表取締役専務)は、10月21日(金)～10月22日(土)の2日間、国内企業視察会を開催。

本年度は、“横浜・鎌倉の歴史と伝統を学ぶ”をテーマに①(株)ダイイチ、②キリンビール横浜工場を訪問。一日目は、創業後70年超を誇る横浜市のユニフォーム製造企業(株)ダイイチを訪問。当日は、同社 常務取締役 花本こず枝氏・営業係長 佐藤倫久氏よりダイイチの歴史や経営理念、ユニフォームへの強い想いに加え、リサイクルプロジェクト等によるSDGsへの取り組みについてご説明をいただき、事務所1Fのショールーム見学を行った。

参加企業からは「ユニフォームがどういう過程で作られるのか知ることができた。近年、大手作業服メーカーが台頭する中、顧客ニーズを素早く製品に反映し、小回りの利いた対応を実現することで自社の強みを活かすことなど多くの学びがあった。」との声が寄せられた。

その後、日本を代表する飲料メーカー「キリンビール 横浜工場」にて美味しいビールの秘密“一番搾り製法”について理解を深め、試飲を行った。

二日目は、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」ゆかりの地、鎌倉・鶴岡八幡宮を訪問。本殿や大河ドラマミュージアムなどを見学した後、和食処にて「鎌倉殿の13種おぼんざい御膳」を食し、解散となった。

参加企業においては、今回の視察会を通して何か経営のヒントとなる事を発見していただければ幸いとする。



キリンビール横浜工場



ダイイチ



大河ドラマ館



鶴岡八幡宮

労働企画委員会

産学交流会を協力開催

当協会は、東京経営者協会に協力し、採用担当者と就職担当者の情報交換の場として「産学交流会」をオンラインにて10月24日(月)から28日(金)までの5日間に亘り開催した。

本交流会は、企業と大学の採用・就職担当者が採用・就職に関する情報を共有する場として

毎年実施している「産学交流会」を、新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインにて開催したもの。交流会では、オンライン上に企業側、大学側双方のブースを作成し、そのブースを訪問し合い、情報交換を行った。昨

年度は開催日が2日間であったものを、本年度は5日間に拡大し、情報交換の機会拡充を図った。

参加企業数は99社、参加大学は約47校であった。参加者からは「コロナ禍で大学との接点が減ってしまっていたので本交流会は大変有り難いイベント

となりました」との声が聞かれた。

なお、「産学交流会」は東京経営者協会が主催、当協会を含めた6経営者協会(千葉県経営者協会、埼玉県経営者協会、神奈川県経営者協会、山梨県経営者協会)が協力団体となっている。



経営教育委員会

「取締役・役員の職責セミナー」開催



経営教育委員会(委員長 篠原智氏(株)筑波銀行 代表取締役専務)は11月8日(火)、産業会館大会議室にて、「取締役・役員の職責セミナー」を開催。

取締役・役員クラスの経営幹部、管理職候補者を中心に26名の参加者が集まった。

講師には、関・山形法律事務所 弁護士 山形学氏をお招きし、「知っておくべき取締役の法的義務と責任」をテーマに役員の義務や責任について法的側面からご講義をいただいた。

参加者アンケートでは「新任の取締役だったので、大変、為になりました。経営においての落とし穴的な部分を知ることができ、会社内の見直しが必要だと気が付きました。会社法の内容について理解することができました。実践的な話が、多く盛り込まれていて、大変参考になりました。」などの声が寄せられた。

常陸・那珂地区支部

常陸・那珂地区支部主催“若手社員研修会～主体性の発揮～”を開催



常陸・那珂地区支部(支部長 柳生修氏 コロナ電気(株)代表取締役社長)は10月19日(水)、ホテルクリスタルパレスにおいて、「若手社員の主体性発揮」を目指して「若手社員研修会」を開催した。定員 50名での案内で

あったが、定員を上回る 58名(30社)が参加された。

講師には、株式会社インソース 専任講師 加藤晶子氏をお招きし、ご指導いただいた。

本講座は、「今までの仕事を振り返り、自分自身の現在地の客

観的な理解を促す」ことを目的とし、さらに「若手の社会人としての会社内での立場や役割を認識し、主体性を発揮する上で必要な判断基準や具体的手法」について解説していただきました。

各参加者は、グループワークの研修が新鮮であった模様で、アンケートでは「今までの研修で1番!」「また参加したい」といった感想のほかに、「同年代での交流」を評価するコメントが特徴的であった。

常陸・那珂地区支部

上期活動報告ならびに下期活動計画を協議

常陸・那珂地区支部(支部長 柳生修氏 コロナ電気(株)代表取締役社長)は11月10日(木)、「笹月」において本年度第2回役員幹事会(幹事長 野村剛氏(株)日立ハイテク 那珂総務部長)を開催した。

はじめに柳生支部長が「本日は上期支部活動につきまして、その開催結果をご報告させていただきますとともに、下期活動計画につきまして、皆様の活発な意見交換等を期待します。」と開会

の挨拶を述べた。

報告事項として、事務局より令和4年度経営者協会重点活動である会員増強運動「チャレンジ75」の進捗状況のほか、常陸・那珂地区支部活動の進捗状況について報告がなされた。

続いて、下期支部活動計画について説明がなされ、協議検討を行った。

【今後の支部活動の予定】

- ① 2023年2月 支部見学会

(日立製作所 大みか事業所)

- ② 2023年3月10日(金)

人事労務セミナー
(丸尾拓養弁護士)

- ③ 2023年3月18日(土)

トップ交流会
(水戸グリーンカントリークラブ)

なお、次年度からの新中計『第10次中期運営要綱』についても、策定状況等の概要説明を行い、今後の支部運営等についても意見交換を行った。

水戸地区支部

水戸地区支部行政懇談会を開催。
茨城県警察 警察本部長 飯利雄彦氏



水戸地区支部(支部長 芹澤弘之氏(株)水戸京成百貨店 代表取締役社長)は、10月27日(木)、水戸三の丸ホテルにおいて、茨城県警察 警察本部長 飯利雄彦氏をお招きし、懇談会を開催した。

本懇談会は、例年、茨城県幹部および県内行政の首長等をお招きし、特に地域産業経済の

活性化に向けた取り組み等についての懇話および意見交換会を実施し、地域経済を支える企業と行政との相互理解の促進を図ることを目的に開

催。

当日は、芹澤支部長が開会挨拶をした後、茨城県警察本部長 飯利雄彦氏より「企業の経済安全保障～技術情報流出の実態と対応策～」のテーマのもと、サイバー攻撃や諜報工作、国家や企業間の交渉・取引を通じたアプローチなど多岐にわたる違法行為についてご説明があり、

また、それに対する企業の対応策についてご教示いただいた。

講演終了後は、質疑応答の時間を設け、行政と企業の相互理解を深める形で閉会となった。



水戸地区支部

水戸地区支部経営セミナー
「賃金・賞与の払い方セミナー」開催

水戸地区支部(支部長 芹澤弘之氏(株)水戸京成百貨店 代表取締役社長)は11月11日(金)、産業会館研修室にて、「社長も納得!賃金・賞与の払い方セミナー」を開催。

代表者、経営幹部を中心に36名の参加者が集まった。

講師にはホワイト企業社会保険労務士事務所 所長 大泉敦史氏をお招きし、最新の賃金情報や賃金制度見直しの重要性、賞与査定の実行方法などについてご講義をいただいた。

参加者アンケートでは「他社の給与・賞与の水準が概ね理解

できた。弊社の問題・課題についてドンピシャの内容だったので非常にためになった。賞与について、ポイント制の話がとても参考になった。全体的に資料が分かり易く、表現や具体例が良かった。」などの声が寄せられた。

鹿行地区支部

「今、経営者に求められる心」をテーマに講演会を開催

鹿行地区支部(支部長 片岡尚氏 鹿島石油(株)鹿島製油所常務取締役)は、11月14日

(月)、鹿島セントラルホテルにて、支部講演会及び交流懇親会を開催した。

講演会では、大学教授の傍ら、JAXAの宇宙飛行士選抜の面接やメンタルケアの担当、中央



官庁はじめ複数の民間企業の産業医を務めるなど、幅広く活躍されている、筑波大学大学院産業精神医学・宇宙医学研究グループ教授の松崎一葉氏をお招きし、「今、経営者に求められる心 宇宙飛行士のメンタルヘルスから学ぶ“想定外”へのストレスマネジメント」と題してご講演頂いた。

松崎氏は「宇宙飛行士に求められる人物像として、多様性とリーダーシップ、自らを律する極限環境での適応能力、持続可能性と発信力、があげられるほか、昨今では、身体に障がいがあってもエントリー可との方針

も示されるなど、文字通り“多様性”をベースにした選考が行われていく状況です。また、ギリギリの極限状況において、ストレス耐性とともレジリエンス(秩序に大きな乱れが生じた時、壊れにくくかつ壊れた後に素早く回復できる性質)も求められます。レジリエンスは、冗長性・多様性・適応性といった要素で構成されます。冗長性は想定外に対応できる準備があるのか、多様性は包摂されることで新たな価値創出や危機的状況を回避することへと繋がります。そして適応性は生き残るための柔軟性を求めています。日本の組織にありがちな、不退転の覚悟で突き進むのではなく、間違ったこと・時代にそぐわないことは修正し、俊敏に対応していくことが改めて求められています。世代間のギャップ、価値観は異なることを認識し、ルールを決められる側が、世代

の背景を理解し、柔軟に対処していかなくてはなりません」と語られたほか、Z世代・α世代の価値観への理解と、そうした世代と一緒に仕事に取り組んでいくことをしっかり肝に銘じておくことの重要性を説いた。

聴講者のアンケートでは「宇宙飛行士に要求されるメンタルのお話はとても興味深くお伺いした。今後の人材育成の考え方について、色々なヒントがあった。これから大切なのは、固定観念に囚われず物事を捉えていく“柔軟さ”だということに非常に認識させられた」、「Z世代、α世代などの考え方や行動を伺い、改めて世代間ギャップの理解と認識が自分自身に不足していると感じた。そうした世代がこれから社会に出てくることを、念頭に置きながら組織運営に努めて参りたい」といった感想が寄せられた。

チャリティコンペ会員交流会を開催

当会は、10月28日(金)(於：白帆カントリー倶楽部)を皮切りに、11月12日(土)(於：アジア下館カントリー倶楽部)、11月26日(土)(於：日立ゴルフクラブ)、11月29日(火)(於：宍戸ヒルズカントリークラブ)、に「チャリティコンペ会員交流会」を開催した。

本交流会の目的は「会員相互の交流を図り、企業連携を密にする」「チャリティを設定し、

益金を自殺防止のための活動に取り組まれている“茨城いのちの電話”に寄贈する」ために開催し、合計42名が参加した。

なお、当日集まったチャリティ金「¥78,000」を、後日“茨城いのちの電話”に寄贈予定。運営にあたり賞品提供会社は、下記(社名50音順)のとおり。

【賞品提供会社】(敬称略)

(株)茨城サービスエンジニアリ

ング、茨城トヨタ自動車(株)、(株)ウエルシード、白帆観光(株)、(株)セナミ学院、東京海上日動火災保険(株)茨城中央支社、東日本電信電話(株)千葉事業部茨城支店、(株)日立製作所日立事業所、(株)ひたち農園、日立埠頭(株)、(株)マルシン、(株)水戸京成百貨店、(株)水戸日酒販、(有)峯商店

症後の具体的出来事も考慮して精神障害悪化に対する業務起因性を認めた事例

三田労働基準監督署長事件

東京高裁令和2年10月21日判決

【事件の概要】

本件は、昭和35年生まれの亡労働者が、平成7年からメセナ（クラシック音楽団体への支援等といった芸術文化支援活動のこと。）担当課長を務めていたが、平成21年1月に業務上のストレスを訴えて同年2月に抑うつ神経症等と診断され、処方薬により症状改善した（なお、休職はしていない。）ものの同年5月には再度悪化し、同年7月に自宅で自殺したため、同人の妻が遺族補償給付を請求したところ、不支給決定がなされ、その後の審査請求、再審査請求も棄却され、取消しを求めた一審でも業務起因性が否定されたことから、控訴したという事案である。

【判決の要旨】

判決は、まず、亡労働者の精神障害発病時期を平成21年5月とする控訴人の主張は認められないとしつつ、業務起因性の判断においては、一旦回復又は安定傾向にあつて寛解したのに平成21年5月以降に再び悪化して同年7月25日に自殺したという推移を踏まえる必要があるとした。

そのうえで、具体的出来事の心理的負荷について、トイレ業務への変更は、IT利用が必須となるものの年齢的に亡労働者では習得が困難で、実際に業務に対応できず上司に大声で叱責される結

果になった点から負荷「中」とした。また、上司からのコンサート見直し指示については、亡労働者自身は無理と考えながら上司の意向に沿う企画書を作成したもので、楽団の関係者やさらなる上長の介入でやっと上司の意見が退けられたという経緯に照らすと、達成困難なノルマを課せられ（負荷「中」）、これを達成できなかった（負荷「弱」）に該当すると評価した。

ところで、認定基準では、発症後治療が必要な状態にあつて、その精神障害が悪化した場合、当該悪化の前に強い心理的負荷が認められても、原則としてその悪化についての業務起因性は認められないとしている。この点、上記業務変更とノルマはいずれも平成21年1月に精神障害を発症した以後の事情であり、業務起因性の判断において考慮してよいか問題となる。この点について、高裁は、明確な基準設定という観点から認定基準では上記のとおり定められたというにすぎないとした上で、本件では一旦回復したあとに上記事情を経て再度発症しているという経緯から、これらも含めて全体評価を行うべきと判断した。

結論として、全体として心理的負荷「強」として、業務起因性を認め、不支給決定の取り消しを命じた。

茨城労働局より

茨城県の特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

～ 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。～

特定の業種に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記一覧表のとおり改正決定されました。

使用者と労働者が合意し「特定（産業別）最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

なお、次の（１）から（３）に掲げる者等については特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金（時間額 911円）が適用されます。

- （１）18歳未満又は65歳以上の方
- （２）雇入れ後6月未満の方であって、技能習得中の方
- （３）清掃、片付けの業務に主として従事する方

茨城県の特定（産業別）最低賃金一覧表

特定最低賃金名	時間額
鉄鋼業	1,004円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	964円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	961円

効力発生日：令和4年12月31日

なお、各種商品小売業の特定最低賃金については、令和4年度は改正が行われません。そのため、令和4年10月1日から茨城県最低賃金（時間額911円）が適用されています。

詳細については、茨城労働局 賃金室（Tel029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署 までお問い合わせください。



茨城労働局ホームページのQRコード

【シリーズコラム 士業の広場 第11回】

会員向け新サービス【士業ネットワーク】の運営から1年が経過いたしました。それを機に、当ネットワークにご在籍の士業会員の皆様をより知っていただく、リレー形式によるコラムを掲載することとなりました。

知的財産権の活用

弁理士法人日峯国際特許事務所 代表社員 弁理士 関山健一氏



弁理士の関山健一と申します。日峯国際特許事務所は、高田幸彦弁理士が平成5年に日立市で設立した事務所で、平成17年からは水戸市で事業を行っております。平成26年には特許業務法人にすると共に関山が代表となり、令和4年4月からは法律改正により弁理士法人に名称変更となっております。現在は、弁理士が2人で、その他に特許技術者と事務員が数名おります。業務としては、知的財産権のうち特許権・実用新案権・意匠権・商標権を扱っており、特許庁に対して権利取得・維持に関する手続等を行っております。顧客は、主に茨城県内の中小企業で、発明等の内容を聞かせて頂いた上で、適切な権利が取得できるように検討して出願書類を作成しています。

特許権等は財産権ですので、企業にとって財産となるものです。他人に真似されたくない、他人に先に取られて使えなくなるのは困る、といった理由で権利を取られることが多いと思います。それだけでも損失は防げるかもしれませんが、利益が生み出される訳ではありません。他社より一歩先んじることで顧客吸引力を集めたり、他社との交渉で優位に立ったり、権利の使い方によっては大きな利益が得られます。

特許を取得するには、新規性という要件があります。一般に公開された発明には特許は認め

られません。特許出願するまでは販売したり展示会に出したりせず、秘密を保持する必要があります。また、権利範囲は文章で記載するのですが、出願後に新たな内容を追加することは原則として出来ず、最初から書類の作成に注意しておかないと、後で取り返しが付かないことにもなりかねません。

また、商標は、商品名やサービス名、会社名、ロゴマークなどが対象ですが、商品等を提供する者が誰なのか出所を識別するための標識として使用するものです。ブランド化に用いられるもので、商品等を提供する者の業務上の信用を表すものとなります。ある意味、企業イメージを大事にしているかどうか見ることが出来ます。

知的財産権は、無体財産権とも言われますが、目に見えないがゆえに価値が大きく変わりますし、価値を変えることができます。弊所では、このような特許権や商標権などを取得するためのサポートを行っておりますので、よろしくお願い致します。

法人：弁理士法人日峯国際特許事務所
住所：〒310-0062 茨城県水戸市大町 1-2-6
水戸プライムビル 303
TEL：029-228-5622



＼スコア90切りを目指す方へ／
HC1になったサチコの最速でゴルフが上達する！

無意識ゴルフ塾 Vol.11



大切な取引先の方がミスショット！ これをチャンスに変えられる？

ゴルフで、取引先の方や顧客とご一緒に相手がミスショットをしたとき、どう反応すればいいか迷ったことはありませんか？ そういう場合は、ランチタイムなど少し時間をおいてから、このように声をかけてみましょう。

「あれは難しいライでしたね。僕でしたら、サンドウエッジであげるか迷うところですが、どんなクラブを選択されたのですか？」

これで、気を悪くされる方はほぼいないでしょう。

【好印象の会話とは？】

ミスした方に声をかけるときは、ミスショットという結果そのものではなく、プロセスを評価することが大切です。そもそもゴルフは、選択と決断が連続するスポーツ。そのときの思考や判断について「聴く」ことで、相手のプロセスを認めて大切にす姿勢を示せます。これで、信頼関係はぐっと深まりますよ。

そして、この考え方は、ビジネスに応用できます。

【社員のやる気を引き出すには】

「成果主義」は、私的感情を入れず公平な評価ができるというメリットがあります。目標達成意識が高い社員なら、やる気

や自信につながるものです。しかし一方で、努力しても結果が出なかった社員のモチベーションが下がってしまうこともあります。

社員と会話するときは、結果の評価、プロセスの評価、その両方をバランスよく会話に取り込むことで、次の成果アップにつなげることができますよ。



執筆者
柳沼佐千子氏
(経営コンサルタント)
印象エキスパート(株)
代表取締役

大学卒業後、シングルプレーヤーとして全米女子ゴルフアマチュア選手権本選出場。プロゴルファーを目指しプロテストを受験した経験がある。現在は、潜在意識の書き換えを教えるオンライン講座の主催や、経営の問題を潜在意識を分析することで解決する手法を使った経営コンサルティングも実施。講演や企業研修で全国から呼ばれる人気講師でもある。著書『空気を読まずに0.1秒で好かれる方法。』『ゴルフはメンタルが9割』



好評発売中！



無料メルマガ
「最速で目標達成する方法」



※潜在意識の力でビジネスを動かしてみたい方へ
＼オンラインで年間講座、実施中／

【お問合せ】印象エキスパート(株)
ひたちなか市新光町38
ひたちなかテクノセンター内
TEL:03-5201-3908
メール: info@imptalk.net

機会が制限されない社会を目指す

茨城NPOセンター・コムンズ 代表理事 横田 能洋 氏

公平・平等は、基本的人権に関わる概念であり様々なルール、制度のもとになっている。同じ人間なのに、差別があることはおかしいと思う人々の運動によって、人権思想が広がりルールも変わってきた。アパルトヘイト（人種隔離政策）もハンセン病の人の隔離収容も今では正されている。

今ある制度も、人権の視点からおかしいものは変えていく必要があるし、それができるのは、今を生きる私たちだ。公平とは、立場や状況が異なる人にも、同じような参加の機会をつくることで、ポーリングのハンディはゲームに参加しやすくする工夫の一例だろう。外国籍で漢字が読めない人は多くいる。運転免許の試験を日本語以外の言語で受検できるようにしたり、高校の試験問題にふりがなをつけるのもチャレンジの機会をつくるために必要なことだ。日本では「特別扱いはよくない」と発想する人が多いが、この考え方を考える原動力になっているのが、障がい者福祉の世界で生まれた合理的配慮という考え方だ。車いす使用者のためにスロープを付けたり聴力障がいのある人のために字幕をつけるなどの配慮をすることで、場所や教育、情報にアクセスできなかった人の

権利が守られる。公共（パブリック）とは、だれもがアクセスできるという意味をもつ。北欧など移民が多い国では公立図書館が、移民の人が情報にアクセスできる場として整備されている。

だれもが使える公共の場が多くあり、障がい、性別、年齢、国籍を理由にして機会が制限されない社会が本当に豊かな社会だと思う。それは人々の不断の運動で制度やルールを変えることで実現できる。私は外国籍の若者と接する中で、変えるべきと思うことが増えてきた。専門学校をでて保育士の資格を得ても外国籍だと公立保育園の正規職員になれない。意欲や能力をもつ若者が社会に貢献できるようにするため公務員の国籍条項の見直しが必要だ。

生きていく上で最低限必要な生活を保障し、医療や福祉にアクセスできるようにすることも人権にかかわるテーマだ。日本に長く暮らし社会に貢献し母国にも帰れない状況の人が、日本国民でないという理由で生活保護が受けられない。短期の在留資格しかない人は健康保険に入らず医療が受けられない。在留資格の変更や更新が認められなかった人は非正規滞在として国外退去が命じられ、それを拒む人は無期限に収容される。そ

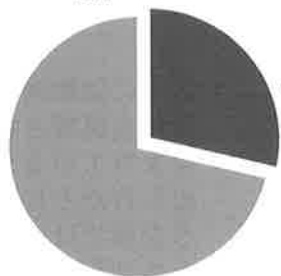
の中には欧米では難民として扱われ保護されるような人も含まれている。収容施設から出られたとしても仮放免という立場では就労もできず医療も生活保護も受けられない。コロナで収容施設から出ることができた人の多くは心身を病んでいる。その医療は民間の寄付と一部の医療機関の協力で支えているが本来は公的に医療が受けられるようにすべきだ。でなければ日本に逃げてきた人たちの命が失われる。今年上映された「マイスマールランド」は埼玉県川口市に多く暮らすクルド人家族を描いた映画だ。ある日仮放免状態となり、主人公の女子高校生は進学を夢を絶たれバイトもできなくなる。収容された父は子どもたちに在留特別許可が出ることを願い、自分の身が犠牲になることを覚悟して帰国を決意するという内容だ。

この映画のDVDをみれば、家族がともに暮らしたいという希望すら奪おうとする日本の状況をそのままにしてはいけなと思うはずだ。まず今起きている人権の問題に目を向ける人を増やしたい。そして今を生きる人々の力で、外国籍の人を苦しめている今の難民認定や入管制度や医療福祉制度を変えていきたい。

「パートナーシップ構築宣言」へのご協力をお願いいたします

経団連では「持続可能な資本主義」実現に向けて、政府とも連携しながら、サプライチェーン全体の共存共栄および取引適正化等に取り組むことを各社代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進しています。

経団連会員企業の皆様におかれましては、早期に宣言されますようぜひご協力をお願いいたします。



- 経団連会員企業約1,500社のうち、**400社超**が宣言済み
- 会長・副会長会社は**全社**宣言済み
(2022年9月現在)

宣言を公表することで、こんなメリットが……

- ✓ 一部の補助金について、**加点措置**を受けることができます。
 - ・ 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金
 - ・ コンテンツ海外展開促進・基盤強化支援事業
 - ・ 事業再構築補助金
 - ・ モーダルシフト等推進事業費補助金

- ✓ 一定の大企業において「賃上げ促進税制」の適用には**必須の要件**です。

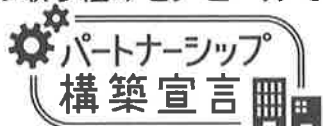
継続雇用者の給与等支給額
前年度比3%以上増加等

+

マルチステークホルダー方針

パートナーシップ構築宣言 + 従業員への還元

- ✓ **ロゴマーク**を使って自社の取り組みを**アピール**できます。



給与増加額の最大30%税額控除!

岸田文雄 内閣総理大臣

「下請けGメン倍増による下請け取引の適正化や、大企業と中小企業の共存共栄のためのパートナーシップ構築宣言推進により、賃上げに向けた環境を整えます。」(2021年12月 第207回国会所信表明演説)

西村康稔 経済産業大臣

「今後、経団連会員企業をはじめ、大企業の皆様、ぜひより多くの大企業の方々に宣言をいただくべく働きかけを進めていければと思います。」(2022年10月 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

十倉雅和 経団連会長

「働き手の7割近くを雇用する中小企業の賃金引上げとその環境整備に向けて、経団連は一段ギアを上げて『パートナーシップ構築宣言』への参画を呼びかけていきます。」(2022年11月 新しい資本主義実現会議〔議長：岸田総理〕)

パートナーシップ構築宣言

検索

ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

Keidanren

Policy & Action

宣言の内容について

内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当) 付 03-6257-1540
中小企業庁企画課 03-3501-1765

宣言の提出・掲載について

全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688

本紙について

経団連経済基盤本部 03-6741-0132

茨城県経営者協会 令和4年度1月以降開催研修スケジュール

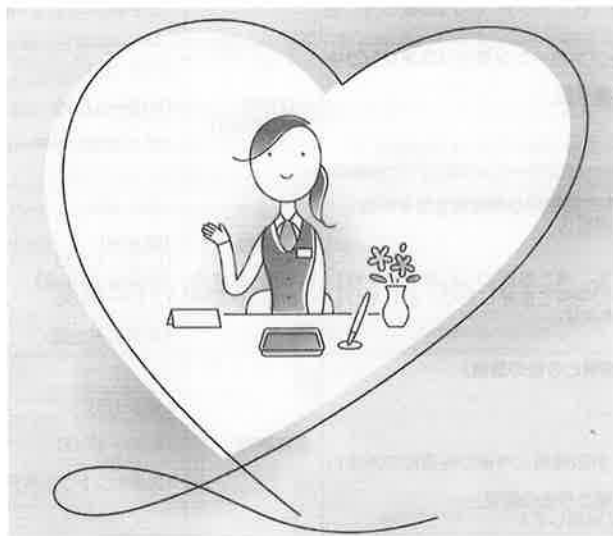
※下記以外の研修は決まり次第、HPにアップします

※各種研修では、他社との意見・情報交換の場もあり、大変好評頂いております。 ※HP (https://www.ikk.or.jp) では、下記以外の事業もご案内しております。

分類	研修名	対象	内 容	会員参加費 (※)	開催月日 (会場)
階層別	管理職・リーダーのためのマネジメント講座【2回シリーズ】 (リアル開催のみ)	管理的立場にある方、管理者候補の方	「TWI-JR “人の問題の扱い方”を学ぶ」 講師：日本産業訓練協会主幹講師 山口和人氏 【内容】 ・人と人との関係を円滑にし、部下の協力を得ながら、成果を上げるための手順、また職場に問題が起きるのを未然に防ぎ、問題が起きたとしても、その問題をうまく処理する手順を身につけるテーマに、日本産業訓練協会が提供するTWI-JR (人への接し方)をベースに学びます。	16,000円 (32,000円)	①1/25 (水) ②2/15 (月) 時間は何れも 10:00～17:00 (ホテルイクビュー水戸)
	セミナー (リアル開催のみ)	中堅・幹部社員	「変化に強い仕事の考え方講座 ～アンラーニングでリスクを効果的に機能させる～」 講師：インソース専任講師 遠藤智子氏 【内容】 ・成長の停滞感の背景にあるもの ・アンラーニングとは何か ・アンラーニングの3つのステップ ・アンラーニングのコツと留意点	5,000円 (15,000円)	2/24 (金) 13:00～17:00 (ダイヤモンドホール)
分野別	企業間交流 新春講演会・懇親会・新年会 (リアル開催のみ)	経営者、経営幹部、管理監督者、総務・人事労務担当者	「最近のコミュニケーションスキルと話題の心理的安全性を解説」 講師：EMMY代表取締役 渡辺満枝氏 【内容】 ・最近のコミュニケーションスキル、また話題の「心理的安全性」(=チームの他のメンバーが自分の発言を拒絶したり、罰したりしないと確信できる状態)を解説頂きます。	会員無料 懇親会・新年会 ご参加7,000円	1/23 (月) 【講演会】 15:30～17:00 【懇親会・新年会】 17:10～19:00 (ホテル天地閣)
	行政懇談会 (リアル開催のみ)	経営者、経営幹部	「鹿嶋市・神栖市が取り組む行政施策と今後の展望」 講師①：鹿嶋市長 田口伸一氏 講師②：神栖市長 石田進氏 【内容】 ・鹿嶋・神栖の両市長をお招きし、行政施策と今後の展望につきまして、ご講演頂きます。 講演①「鹿嶋市が取り組む行政施策と今後の展望」 講演②「魅力ある・誇れる神栖市を目指して」	会員無料	1/23 (月) 15:30～17:00 (鹿島セントラルホテル)
	事例に基づく職場の労働法【2回シリーズ】 (Web視聴可)	経営者、経営幹部、管理監督者、総務・人事労務担当者	「経営者・労務担当者は、これだけは知っておきたい！事例に基づく“最新の”職場の労働法」 講師：大和田・谷田部法律事務所、当会顧問弁護士 大和田一雄氏 【内容】 (第1回) ・副業・兼業をめぐる労務管理上の留意点、 ・社員の私生活上や特殊な服務上の非遵行為に対する対処方法 (第2回) ・性同一性障害者に対する労務管理上の留意点 ・メンタル系疾患社員と休職制度の運用に関する法的諸問題	10,000円 (20,000円)	①1/24 (火) ②2/21 (火) 時間は何れも 13:30～16:30 (水戸京成ホテル)
	春季労使交渉・労使協議対策セミナー (リアル開催のみ)	経営者、経営幹部、管理監督者、総務・人事労務担当者	「2023年の春季労使交渉・労使協議に対する経営側の基本的考え方～2023年版経営労務報告、労使交渉・労使協議の手引きの解説～」 講師：日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹 坂下多身氏 【内容】 ・今冬の春季労使交渉に臨む経団連としての指針の他、2023年の経済動向や今後の企業経営と人材戦略、賃金・人事処遇制度の方向、春季労使協議の現状と課題について解説頂きます。	4,000円 ※会員限定	2/2 (木) 14:00～16:00 (水戸京成ホテル)
	人事労務セミナー (リアル開催のみ)	経営者、経営幹部、管理監督者、総務・人事労務担当者	「第1部 近時の人事労務テーマ総ざらい～まずは総論！JOB型雇用からSDGsまで！～、第2部 設問とキーワードで考える人事トラブル対応～つぎに実践！オリジナル問題集と用語集で解説！～」 講師：中山・男澤法律事務所弁護士 高仰幸雄氏 【内容】 ・人事労務問題でトラブルを拡大させる「担当者」の傾向 ・労務問題の正しいアプローチ ・人事労務の会議はこうやって仕切る！etc	5,000円 (10,000円)	2/17 (金) 14:00～17:00 (ダイヤモンドホール)
	労務対策セミナー (リアル開催のみ)	経営者、経営幹部、管理監督者、総務・人事労務担当者	「経営者・労務担当者は、これだけは知っておきたい！事例に基づく“最新の”職場の労働法」 講師：弁護士法人萩原総合法律事務所代表 萩原慎二氏 【内容】 ・職場におけるハラスメントの法的責任・リスクの理解と事前対策 & 事後対応について ・メンタル不調者の休職・復帰・退職等の予防措置と留意すべき実務と注意点を学びます。	3,000円 (6,000円)	3/3 (金) 13:30～17:00 (日本製鉄鹿島人材育成センター)
	人事労務セミナー (リアル開催のみ)	経営者、経営幹部、管理監督者、総務・人事労務担当者	「労働契約が終了する場面での上手な進め方～基本から応用まで～退職・雇止め・解雇・休職期間満了等 総ざらい！」 講師：丸尾法律事務所弁護士 丸尾拓義氏 【内容】 ・労働契約終了の種類 ・労働契約終了の法律の基本 ・労働契約終了の紛争 ・紛争事例を踏まえた実務対応	5,000円 (10,000円)	3/10 (金) 14:00～17:00 (茨城県産業会館)
ヒューマンエラー 第11期 ヒューマンエラー防止セミナー (リアル開催のみ)	業種を問わず、監督者、職場リーダー、スタッフの方	「重大事故を防ぐポイントを学び、エラー対策を講じる」 講師：ケーツーマネジメント代表 葛田一雄氏 【内容】 ・安全管理とヒューマンエラー ・ヒューマンエラーの分類 ・品質管理とヒューマンエラー ・ヒューマンエラー防止対策 ・自社のヒューマンエラーを考える	6,000円 (12,000円)	3/1 (水) 9:30～17:00 (茨城県産業会館)	
女性活躍 第5期 女性リーダーマネジメントスキル向上セミナー (リアル開催のみ)	管理監督者、リーダー	「キャリアアップを目指す・リーダーとして求められる資質を学ぶ」 講師：ヒューマン・フレンディ代表取締役 田寺尚子氏 【内容】 ・他社との交流を深め、女性リーダーの資質、部下との関係性構築のコミュニケーションを学びます。	6,000円 (9,000円)	3/8 (水) 13:00～17:30 (水戸京成ホテル)	

※ 会員参加費下の () は、会員以外の企業様の1名あたりの参加費です。

人に優しい銀行をめざして



常陽銀行はどなたでも
ご利用しやすい銀行を
めざしています。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

地域のために 未来のために

筑波銀行は、より充実した金融サービスのために。そして、もっと豊かな日々の暮らしのために。
地域エリアの皆様とともに、未来に向かって力強く前進いたします。



<https://www.tsukubabank.co.jp>

筑波銀行

検索する



筑波銀行

Tsukuba Bank

心を込めて、信頼できるカーライフ
茨城トヨタ

YARIS CROSS



ヤリスクロス HYBRID 2WD

茨城トヨタ自動車株式会社

水戸市千波町 1887 〒310-0851

TEL 0120-090110

<https://www.ibaraki-toyota.jp/>

START YOUR IMPOSSIBLE TOYOTA

がんばる企業を
全力サポート!

いばらきをもっと元気に

LINEはこちら!

最新情報や経営支援などの情報を配信中!

右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、友だち登録をお願いします。



茨城県信用保証協会

本店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811



無料経営相談(士業ネットワーク)のご案内

当会では、会員士業(税理士・公認会計士8名、社会保険労務士15名、司法書士10名、行政書士4名、弁理士1名)の協力のもと、会員の皆様が事業を推進していく上での様々な課題やニーズ等が発生した際、お気軽に専門家である士業に相談ができる「士業ネットワーク」を立上げております。

日頃の事業推進の際のお悩みごとに対応頂ける専門家による相談体制が整っておりますので、是非ご活用下さい。

例えば

- ・財務書類作成、法人税、相続税等の会計業務・税務に係るご相談
- ・経営改善・事業承継支援・働き方改革等の経営コンサルティングについてのご相談
- ・新型コロナウイルス関連をはじめとした各種助成金のご活用、申請方法に関するご相談
- ・新型コロナウイルス対応も含む従業員の休業や賃金制度の整備、人事制度、就業規則の見直し、ハラスメント対応等を始めとした各種労務管理面のご相談
- ・テレワーク導入等労務のIT化に伴う就業規則の見直し
- ・勤怠システム導入・クラウド化、テレワーク化等の業務IT化の支援
- ・営業許認可の取得・申請等に関するご相談
- ・行政関係手続きの電子申請のご支援又は代行に関するご相談
- ・外国人労働者の在留資格取得・帰化申請等手続きに関するご相談
- ・土地の売買や役員変更、株式発行等の不動産・商業登記に係るご相談
- ・民事信託を活用した事業承継・財産承継に関するご相談
- ・特許・商標等の取得に係るご相談 etc

ご相談は初回無料となります。当会士業会員の方々へのご相談の取り継ぎを行ってまいります。つきましては、お悩み事がございましたら、事務局宛にお気軽にお問い合わせ下さい。

本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 茨城県経営者協会 事務局(黒澤・澤畑)

TEL : 029-221-5301

FAX : 029-224-1109

E-MAIL : kurosawa@ikk.or.jp